VOC 排出抑制技術・脱臭技術分野(中小事業所向け VOC 排出抑制技術・脱臭技術) における手数料の概算の算出例と手数料予定額の明示方法例

〇手数料の概算の算出例

手数料は、実証機関、実証対象技術、実証項目、実証試験実施場所等で異なる。実証運営機関によりある条件の下で試算した結果を参考として記す。表1及び表2にはこの手数料の概算の算出条件を示す。表1(1)におけるVOC排出抑制技術(VOC処理技術)ではVOC等の連続測定としているが、表1(2)及び表2におけるVOC排出抑制技術(VOC後付け可能な方式)や脱臭技術では連続測定としていない。

- ・VOC排出抑制技術70万円程度~180万円程度(測定機器をリースする場合は95万円程度~250万円程度)
- ・脱臭技術90万円程度~140万円程度

表の算出条件での手数料としては、物件費(測定機器をリース費又は外部委託費(分析費用))の割合が大きく、次いで人件費(補助職員賃金を含む)、出張旅費(実証機関)である。測定機器をリースであり、追加実証項目(VOC成分や臭気成分を追加)があるとすると物件費が高くなる。

なお、この算出条件では、データの品質管理に関わる二重測定等を考慮していないため、 必要に応じてこれらを含めると手数料も増加することに留意しなければならない。また、 表1に示すように、一般管理費も考慮していない。

表1(1)手数料の概算の算出条件の例(VOC排出抑制技術(VOC処理技術))

●測定・分析等

- ○人件費、補助職員賃金
- ・全体(現地作業計画策定のための調査) 人件費(技師A) 2人・日とする。
- ・機器の設置・撤去及び試料採取、測定・分析

機器の設置は、2人で実施する。人件費(技師C)と補助職員賃金(技術員)による。機器の設置・撤去は、計2日間とし、全て日帰りとする。

連続測定項目については、現場において1人で実施する。人件費(技師C)による。 連続測定項目は、1回/日、2日として、計2回であり、全て日帰りとする。

試料採取は1人で実施する。補助職員賃金(技術員)による。試料採取は連続測定項目の測定時に行い、1回/日、2日として、計2回(入口、出口で採取する項目については、計4回)であり、全て日帰りとする。

測定・分析は2人で実施する。補助職員賃金(技術員)による。測定・分析は2日間 とする。

• 単価

分析費(単価)算出のための人件費額による(「環境測定分析業務積算資料」の技師A、

技師C、技術員の人件費額による)。

- ○物件費(測定機器リース、外部委託など)
- ・測定機器リースを行う場合 炭化水素計、水素発生器、風速計のリースを想定し、入口、出口用で計2台ずつリースする。
- ・測定機器リースを行わない場合 測定機器をリースしない場合には、連続測定項目について、外部委託(分析作業など) とする。
- ・外部委託(分析作業など)(連続測定項目以外の測定・分析) 追加実証項目等における測定・分析項目については、連続測定項目の測定時に採取することとし、1回/日、2日で、計2回とする。ただし、入口、出口ともに測定する場合には計4回とする。
- 単価

オリックス・レンタック、建設物価、複数団体の分析単価平均による。

- ○試験に伴う消耗品
- · 共通実証項目

測定機器をリースする場合には、測定機器を用いるための標準ガス、採取器具として チューブ類がある。

• 追加実証項目

試料採取容器としては、テドラーバッグがある。全て1回使用とする。 アルデヒド濃度測定の試料採取容器としては、アルデヒド用カートリッジを用い、2 個/1試料とする。全て1回使用とする。

• 単価

科学機器総合カタログによる。

- ●出張旅費 (実証機関関連)
- 移動方法

交通機関(鉄道)による移動とする。

- ・現地作業、実証機関の試験場所までの旅費(鉄道による) JR片道 200 km、特急利用とする。
- ・(試料等の運搬費用)

実証機関から試験場所までの 20kg 以内の荷物の宅配便の料金(往復)とする。

- 日当
 - 現地作業での日当とする。
- 宿泊費

基本的には、日帰りとする。

• 単価

旅費についてはJRの料金、運搬費用については民間宅配便の料金、日当及び宿泊費については国家公務員の単価による。

- ●一般管理費 (実証機関関連)
- 考慮していない。

表1(2)手数料の概算の算出条件の例(VOC排出抑制技術(VOC後付け可能な技術))

- ●測定・分析等
- ○人件費、補助職員賃金
- ・機器の設置・撤去及び試料採取、測定・分析 VOCは連続測定とせず、2回/日、2日として、計4回であり、全て日帰りとする。
- ○物件費(測定機器リース、外部委託など)
- ・外部委託(分析作業など)(連続測定項目以外の測定・分析)

<u>VOCは連続測定とせず、2回/日、2日として、計4回</u>とする。例えば、装置運転時と運転していないときに測定する場合には計8回とする。

追加実証項目等は、1回/日、2日で、計2回とする。

○その他

表1(1)と同様。

- ●出張旅費 (実証機関関連)
- ●一般管理費 (実証機関関連)

表1(1)と同様。

表2 手数料の概算の算出条件の例(脱臭技術)

- ●測定・分析等
- ○人件費、補助職員賃金
- ・機器の設置・撤去及び試料採取、測定・分析 臭気指数は、2回/日、2日として、計4回であり、全て日帰りとする。
- ○物件費(測定機器リース、外部委託など)
- ・外部委託(分析作業など)(連続測定項目以外の測定・分析)

臭気指数は、2回/日、2日として、計4回とする。例えば、入り口と出口(または 装置運転時と運転していないとき)で測定する場合には計8回とする。

追加実証項目等は、1回/日、2日で、計2回とする。追加実証項目としては、アルデヒド、VOC成分は測定せず、臭気成分とする。臭気成分の分析では、1成分を対象とする。

○その他

表1(1)と同様。

- ●出張旅費 (実証機関関連)
- ●一般管理費 (実証機関関連)

表1(1)と同様。

〇手数料予定額の明示方法例

実証機関が対象技術の公募を行う際に、手数料予定額を明示しなければならない。手数 料予定額は、条件により幅をもたせることが出来る。

これまでの他分野(山岳トイレし尿処理技術分野、小規模事業場向け有機性排水処理技 術分野、湖沼等水質浄化技術分野等)や昨年度の本分野での手数料予定額の明示方法とし ては、額に幅をもたせて示している(過去の一例を除く)。

表3には、一般的な手数料予定額の明示方法例を示す。また、表4には昨年度の本分野での例を示す。

表3 手数料予定額の明示方法の例

対象技術の試験実施場所への持込・設置、実証試験実施の際の対象技術の運転及び試験 終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は、申請者の負担となります。また、実証試 験実施に係る実費は、申請者に手数料として負担していただきます。

実証試験実施に係る実費は、実証技術の内容,試験実施場所等により異なり、1技術あたり〇〇~〇〇万円程度を想定していますが、実費額の確定は申請者と調整し、試験計画の内容を確定し積算した上で決まることになります。

表4 手数料予定額の明示方法の例 (昨年度の例:測定機器をリース)

4. 費用負担

4.1. 実証試験実施に係る手数料について

平成 20 年度から、実証試験実施に係る実費(以下の項目)は、実証試験実施に係る手数料として、実証申請者の負担となります。

- ・測定・分析等の費用
- ・人件費、消耗品費および旅費

これらの費用は、実証技術の内容、試験実施場所および実証試験の項目等により異なりますが、実証申請者と調整し、試験計画の内容が確定した後、積算した上で決まることとなります。

4.2. 手数料の納付について

手数料は、原則として、実証試験開始前に納付していただくこととなります。なお、実 証試験項目の変更等が生じた場合には、手数料額は改めて確定することとなります。

実証試験実施に係る実費は、申請者に手数料として負担していただくことになっています。納付先は、実証運営機関である(財)日本環境衛生センターになります。

4.3. 実証試験に係る自己負担について

実証試験を実施するに当たって、以下の項目に要する費用は、実証申請者の負担となります。

- ・対象技術の試験実施場所への持ち込み、設置、撤去等に要する費用
- ・実証対象機器の維持管理に要する費用
- ・追加的に発しする薬剤、消耗品、電力等の費用

4.4. その他の費用

実証事業運営に係る経費(実証試験計画の策定、技術実証委員会開催費用等の運営費用等)は環境省の負担となります。

4.5. 手数料の想定額

実証試験実施に係る手数料は、共通実証項目のみの場合1技術あたり130~180万円程度、実証項目を要望に応じて追加実証項目を実証した場合330~530万円を想定しています。手数料の確定は申請者と調整し、試験計画の内容を確定し積算した上で決まることになります。